附則第五条第一項第五号に次のように加える。

ハ　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十一条第一項の業務

附則第八条の四第二項中「地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務」の下に「及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十二条の業務」を加える。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「第七十七条」の下に「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条」を加える。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第七条　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第八条　株式会社商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第九条　株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「附則第一条の二第二項の規定」の下に「（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十三条において読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「附則第二条の二」の下に「（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法附則第二条の四第二項」を「この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項」に改める。

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十二条　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「及び第七十条の規定」を「、第七十条及び第七十三条の規定」に改める。

附則に次の三条を加える。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三項第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第五項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に改める。

第八十七条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に、「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に改める。

第八十八条第一項中「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改め、同条第三項中「第二十九条第五項から第七項まで及び第九項」を「第二十九条第四項から第六項まで及び第八項」に改める。

附則第二条中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第七十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「、同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第三項第三号中「、同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第五項第二号中「、同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　障害者自立支援法第七十九条第一項及び第二項の規定により設置された障害福祉サービス（第三条の規定による改正前の同法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る。）の事業の用に供する施設であって、附則第二十二条第一項の規定により第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四十八条の規定は、なおその効力を有する。

（調整規定）

第七十六条　この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。